

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地問題（プライス報告書を含む）資料関係第二巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 米国下院軍事委員会分科委員会調査団, 駐留軍労務者, 接收土地建物等借上料評価, 月額借料単価表, 軍用地 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43878

6

Q



資料目次

- 一 米下院軍事委員会記録
- 二 シムソン・パーカント少将の証言(抄)
- 三 米下院軍事委員会における硫球地下爆発のスタート
- 四 陸軍省軍事事務局長パーカント少将に対する聴取
- 五 硫球土地代表団申合せ事項
- 六 羽田空港におけるスタート

下院五七〇〇号

軍工務

米國下院軍務委員会

ワシントンD.C.

一九五五年六月八日(水)

委員会の招集は午前十時でカイル・ワインソン氏が委員長である。

○委員長 さて委員会を開会致します。

下院五七〇〇号の公聴会の継続審理であります。

シュエーラー大佐は何か云いたいことかありますか。

○シュエーラー大佐 私は委員長の御許可を待って、陸軍省民権課政局長のマイ

イカット少将に陳述をお願いしたいと思いますが。

○委員長 よろしい。マイカット少将、私共はあなたか申し述べたいと思ひ

またそうすることが適當であると思ふ陳述をすることを歓迎し

ます。

○マイカット少将 ワインソン委員長、下院軍務委員会の委員の皆様！こ

の度、船費が現在再審しているところの「軍工専法」におけ

る土地収用及び移動案について諸君の御で見解を述べるためワ

シントンにお出でになつた琉球政府行政府主席・立法院代表議員

その他の高富徳を御紹介することは喜ばしいことであります。

御紹介申し上げます。

比 護 秀 平 氏 琉球政府行政府主席

長 福 秋 夫 氏 立法院副議長 無所属

大 山 朝 常 氏 立法院議員 立法院土地委員長

琉球社大党

新 里 銀 三 氏 立法院議員 琉球民主党

榮 江 朝 幸 氏 市町村軍用地主連合会会長

(市・町・村を初め日本語で云つて
次に英語で説明する)

瀬 長 宿 氏 琉球政府税計部長

それからついでに、通訳のパリー・サイキ大尉を

御紹介致します。

米 下院軍務委員会 記録

質 料

○委員長 マークト少将、どうも有難う。さて、私は多なたが先づ初めに琉球の土地収用について委員会で陳述をして貰いたいと希望される証人は比嘉氏であると思ひますが。

○マークト少将 どうも有難う。

○委員長 琉球政府行政主席

○マークト少将 そうです。比嘉氏はマークトメントを準備してあります。諸賢の御審議のためそのマークトメントを朗読されたい希

望であります。

○委員長 我々はこの機会に貴殿の御見解を自由且つ率直な態度で述べて

貰うよ多私から委員会を代表して申し上げます。

委員の皆様は主席のマークトメントを各自持つてゐることと思

ひますか。

○ケハ一君 はい持つております。既に配布されております。

○比嘉君 (以下主席のマークトメント参照)

○委員長 どうも有難う。

(以下補足資料がつて)

1. 基礎資料

α 沖縄の人口密度は土地面積が限られているために非常に高い。左に列挙してあるのは選んだ地域の人口密度の比較である。

(1) 沖縄 一平方キロにつき 四四四人

(2) ベルギー 一平方キロにつき 二八四人

(3) 日本 一平方キロにつき 二二人

(4) 米合衆国

一平方キロにつき 二〇人

β 沖縄の経済は本格的には農業経済である。沖縄の総戸数のうち農業が約六〇%は農業に従事している。

γ 土地総面積の二十五%以上は農地である。これはやや急傾斜と山頂に沿う地帯をも含めてである。

δ 農地はすべて小地主の所有であり、小地主は各自の土地を耕して

いる。その所有者の六六・七%は二・四五エーカー以下の土地しか

所有していない。

ε・三五エーカー以上の土地を所有しているのは僅か一・二%にすぎな

い。

ζ 沖縄では、如何なる農夫も自分の土地に頼らなければ生計を立てる

ことは出来ない。なか、小作農氏に有利なのは、地主や地主の家族が

病氣、死亡その他の他そのような事情のために彼らの土地を耕作すること

が出来ないだけである。如上の場合には、小作農氏は短期間だけ此の土

地の一部を借りることが出来る。だがこれで小作農氏の一家を支えるの

のに充分だとはいえない。

η 普通の農氏はと云へばこうした小さな所有地で家族のために主作物

を増収し又幾らか現金作物の収穫高を多けることによつて自らの生計を

維持し得るのである。

θ 農家こそ、その一家の成員すべてによつて、年齢、性別を問はずの

仕事と収入を多てかう唯一の職である。

ι 農家こそ、その一家にとつてその教育や背景に拘らずその一家に安

定と依怙を身える唯一の職業である。

沖繩では後進経済のために、沖繩人は他の職業を得る準備が出来て
なく、祖産せる彼らの農地を確保するの途が乏しいのである。

農氏は仮令農業以外の仕事を手に入れたとしても、そのような仕事
は一時的且つ不安定なものだと思ふのである。尙故なら安い賃銀では
彼の一家を支えることは出来なからである。従つてその一家の他の
の成員達は祖産財産を維持するために農務するのである。このことは沖
繩では伝統的なものである。

農するに農氏の農地に対する愛着は非常に強い。それはその土地が幾
世代も相続されてきたからである。斯様なわけで土地を失うというこ
とは農氏にとつて失業の恐怖と所得の損失を意味するばかりでなく、
それは又社会的地位の情を生き先祖や子孫に対して顔向けが出来ない
という情を生むことにならぬ。

二、沖繩に於ける草使用土地収用の影響
軍機神島五十四町村中三六町村で土地を収用している。
沖繩の土地總面積の十二・三四％は農地により現に使用されている。
その中の四三・八％は農新地からなつてゐる。これは沖繩の全農地の
一九・八四％を占めてゐる。

三、現在の神島の神島の不当性
又、第二次世界大戦の終戦直前の農地を現に所有している農地所有者は
僅かに二三・％である。北谷、嘉手納区域では元の地主は九・三％に
降つたのが現状である。

三、現在の神島の神島の不当性
又、第二次世界大戦の終戦直前の農地を現に所有している農地所有者は
僅かに二三・％である。北谷、嘉手納区域では元の地主は九・三％に
降つたのが現状である。

三、現在の神島の神島の不当性
又、第二次世界大戦の終戦直前の農地を現に所有している農地所有者は
僅かに二三・％である。北谷、嘉手納区域では元の地主は九・三％に
降つたのが現状である。

村登記所の記録に基づいて地価を評価することは不当である。その理由
は次の通りである。

沖繩に於ては、登記は必ずしも土地所有権の移譲の際に要せられるも
なく、種々の形式的な事にすぎない。それ故村登記所に登記されてい
る（土地）売価その他詳細な事は地価に關しては眞実の条件を反映し
てゐるものではない。實際、多くの場合あまりにも巨額な地価が形式に
一致させるために登記されているから登記地価と実際の地価との間には
何も眞の關係はないのである。

。森林、宅地その他非農耕地と同じ基準で新地を評価するといふ現在の
の方法は當らない。何故なら年につき一エーカー当たり僅か二十一坪五
仙、二五坪三仙がそれそれ田及び高地の使用に對し單により使用料
として現に支払われてゐるのであるから。正常に新地は、此等の土地
はそれぞれ三九七坪二仙、三四四坪二九仙の税金をあげるのである。

以上あげた数字を讀めば農氏が如何に多くの損失を蒙つてゐるかが分る。
現在の身定法は一九五二年（といへば沖繩では諸条件は未だ安定して
いなかつた）身定法に基いてゐる。それを正當ならしめるためには評
価の時調整法九五四年、一九五五年或はそれ以後に変更すべきである。

二、次の例は、どの時点で現在の身定法が不適当であるかを評議するもので
ある。
①ギンハン（宜野湾）村では八百三十三世帯が賃料として一エーカー当
り平均七三坪三十三仙を算から受けてゐるが、彼等は彼等の立退先で
は今年平均一エーカー当たり五百五十二坪の賃料を支払つてゐるの
である。

②越来村小学校ではその旧復讐敷地の使用料を五十一カ一当り一九坪
四十仙受けて居り又現敷地の賃料として二百六十七坪支払つてい
るのである。
③自田契約によつて土地を借りてゐる沖繩の米草農は年一エーカー当
り二四四坪五〇仙から一〇〇坪、平均して六八九坪（の賃料）を支
払つてゐるのである。

④日本の農地国有地すべてを管理してゐる合衆國財産管理課は單
が沖繩から取得した財産に對して使用料として支払つてゐるのを遙
々

か) 上に上廻り率で此の財産を現に償しているのである。

現在清算後は、土地が取得される場合には建造物の現価を建物及び建造

物の所有者に支払つてゐるのである。併し、立退かされた所有者等は割当

額で(前と同じ)同様な建造物を再建するのは不可能なことと知つ

ている。これ(割当額)は多額の目に見えぬ費用の一部に当るだけであ

る。現在の支払方法は、移転に伴う供養費、休業費ため損失した時間及

び選定費等のような他の経費を考慮に入れていない點なのである。

立退きのために、農民達は現在折々の額にならぬ。一時的な雇傭で

何とかして生計を立てて行つてゐる。此んな或日閉つた経済状態は農

民達の間で若者達の意欲を増長せしめるに至つてゐる。

土地賃借料の増額は沖繩の殆んどすべての土地を失つた地主達が訴へ

居り、又彼等は新規土地取得に対して今まで反対して来たのであり、現に

反対してゐる。

沖繩土地収用委員会が土地を失つた地主達による訴訟を審理し且つ、

判決を下す爲に組織されて居るが此の委員会の権限なるものは疑わしい

ものである。それは琉球人の委員を一人も含んでいないからで

ある。更に此の準司法機関は唯一の「裁判所」であり、訴えるべき高級の

裁判所が其処には存しないのである。今日まで三六一三五件がこの委員会

に訴訟されてゐるが、その中其七八二件は審理されて居ながら何ら判決が

なされてゐない。

四 補償要綱

公正なる補償を差せんが爲には、其の補償要綱が明示され双方により理解

されねばならない。又此の場合に用いられる要綱は特に沖繩の事情に即ず

るものでなければならぬ。沖繩人の最も公正と感じてゐる該要綱は開会

の時のスライトメントに別表第一として添えてある。

収用された農地に對しては、使用料支払は地主業所得に基いて爲され

る様案定してゐる。

(別表第一参照)

軍民両用として過去数年間に該島により道路の作られてゐる土地につ

いては、今日まで如何なる補償も支払われてゐない。この土地に對する

支払に必要な金額は殆んど五百萬坪に達してゐるので琉球政府にとつて

支弁するには余りに負担が重すぎる。従つて此の費用は金額米合家園が

負担するよう案定するものである。

五 沖繩人の要求する各種補償

次の額(前記の補償要綱に基いて算定されたものである)。

一 六二六三二七八坪三仙

一九五五年一月三十一日現在の用地面積に基く四〇、〇七六、一一五

一カ丁の土地に對する年間使用料として(別表第二参照)

一四三六六一〇四坪十八仙

土地。財産の積集や土地収用の爲に惹起された経費及び損失に對する未

収要求額に盡く全面支払としてである。此の数字は道路のために収用

された土地に對する支払額四、九三七、七九三坪四仙を含む。(別

表第三参照)

六 一括支払と毎年支払

沖繩の土地所有者は次の理由によつて一括支払取ほそれに類する措置に

對して強く反対してゐる。

以前にも述べた通り、代償地を得ることは實際に不可能である。

後進経済であるの技術に欠けてゐるので農民達は新しい職に就くの

が困難である未熟労働者にさへもなれない。

従つて、彼らが一括支払を受けたいとしても、彼等はこの金を新しい土

地を買うにも新しい事業を始めるにも資本として有効に使用すること

が出来ない。實際には此の金は高凶したように使われるより寧ろ浪費

されるということがあり勝つてゐる。

沖繩では、土地は實のところ家督相続財産となつて居り、代償として

金を得、無期限に土地を失うことは祖先への信義をいたく厳切

るものであると思はれてゐる。

沖繩では、長期無期限契約の先例がないといふより、使用料を毎年毎

年支払う慣習が一定した慣例である。

それ故、一括支払或ほそれに類した措置は、沖繩住民にとつて、土地収

上げと何ら變らぬものと見做されて居る。といふのは、彼らは最

早自らの土地に於ける自らの権利を擁護するための声を持たなくなる

だるうと感づいている。斯様に、それは論理的に次のような結果を有している。即ち提案された一括支払は沖繩住民に大きな憂鬱不安を現にもたらしている。

以上の点で、使用料毎年支払^{の継続}のために特別の考慮が払われる様希まれている。

(次に続く補償案項は省略する)

○委員長 では、証人に対して何か質問したいことがありますか？

○リヴァリス君 委員長、証人に一つ質問してよいですか。

○委員長 どうぞ。

○リヴァリス君 貴方がそこで述べたことについてですが、ミスタ……

○委員長 比嘉。

○ケレムス君 ビガ。

○比嘉さん、貴方の陳述の四員の「更に幾らかの軍用地は、実際に使われてない。」と云うことについてですが、貴方はそれを説明出来ますか？それは如何程の面積ですか？

○サイキ大尉 議員さん、これからは、代表団の他の方々も見解を述べることが出来ますようにするために、比嘉氏は日本語を使用しよう

としていきます。そして彼はその質問に答えるでしょう。

○委員長 どうも有難う。

○コイル君 委員長、質問があります。連那政府によって取上げられた沖繩の土地所有権を決定するのは、全く困難なことではありませんか？

○比嘉君 「サイキ通訳を通じて」私は最初の質問にお答え致します。議員さん、最初の質問については、その土地は私憲には実際には、便宜

○リヴァリス君 その面積は？

○比嘉君 「サイキ通訳を通じて」実際の面積は測定出来ません。

○委員長 結構です、我々は、陸軍から、彼等が取得して軍によつて使用されてない実際の面積について、聞くことが出来るでしょう。

○コイル君 質問はありますか？

○委員長 比嘉さん、御苦労さんでした。さて、マーカートさん、次の証人ほどなですか？

○マーカート少将 一行中どなたか委員会に簡単に申し述べたいことがありますか？

次の質問

○マーカート少将 多れて結構でございますか。

○委員長 そうだね、代表団の中はなにか、何か陳述されたら方ありませんか？

○アイカツト少将 彼等は陳述したかつていますか？

○比羅君 確固はありません

○アイカツト少将 陳述しないと云うんですか？

○サイキ大尉 彼等は陳述したかつています。彼は誰か次に話すかをきめようとしています。

○アイカツト少将 委員会はあまり多数の人の陳述は聞けません。

委員長が質問する どうか、貴方の補足陳述をなさいますか？

比羅君答える 委員長さん！私は彼等を記録に載せるために彼等に簡単な説明をさせたいと思えます。

○委員長 よろしい。それでは直ぐ彼等を証人台の周りに来させなさい。

○アイカツト少将 比羅さん後にさかつて下さいますせんか？此の方が長備さんです。

○委員長 此の紳士が、立法院の副議長です、彼は三・三申し述べたいと申しております。

○アイカツト少将 はいそうです、立法院の副議長です、彼は三・三申し述べたいと申しております。

○委員長 委員会は、沖縄に於ける現在の土地の取得や追加される土地の取得について、貴方の言いたいと思ひ且至当と考へることを陳述することを歓迎します。

○サイキ大尉 有疑うございます。

○委員長 サイキ通訳を通して）最初に自己紹介致します。

私は琉球政府立法院副議長長備秋夫です。先ず土地問題に關しては、土地の取得について一語お話し提議されてはいますか？

地主はこれに關して無知でいます。沖縄の土地は僅少なので、代償地を得るのは不可能です。沖縄の住民は、特許技術を有してはいないので、振興の機会はありません。たとへば、多額の一括私に金額を受けとつたにしても、それを利用する方法もありません。

総てを沖縄に於ては唯一の貴重なものであり、若し此の土地を失うなら、それは、その家系にとつて、不名誉となるでしょう。

それに関連しては、証人に一括お話し提議について、次のことを述べて下さいますか、数年間にわたつての年賦払いの形でなされる一時払いは一括払いの浪費と云つたものを、除去するだるうと思ふんですかそれについて彼の意見を聞きたい。

○長備君 サイキ通訳を通して）委員長、現在私共の問題としてゐる点は、此の一括払いの金額が毎年分割されて支払われるのか、それとも借地料は毎年払いの原則に従つて支払われるのであるかというところを。

○委員長 借地料の問題ではありますせん、長期借地権だけの問題です。一括払いをする代りにその借地料が全部支払われるまで、毎年払いをするんです。

○長備君 サイキ通訳を通して）委員長、私は毎年払いに賛成であつて、現在の額による一括払には不賛成です。

○委員長 よろしい、貴方の陳述を進行しなさい。

○長備君 サイキ通訳を通して）慣習によると、沖縄には、土地の無期限契約と云つたものはないんです。事實、一般的協定は、毎年お話しとつて、借地料を払うことになつています。土地に対する一括私をなすなら、長期借地権と云つたものは押入れは、彼等の土地に對する彼等の権利の強弱と考へていきます。結果として現在、地主は非常にやんで参ります。

○委員長 そうですか、アメリカ合衆國に於ては、市民の満足するような自由民主主義的方法で財産を取得してゐると思ひますか、此の提議に於ては、我々は沖縄の土地取得に行き過ぎをしてゐるようですよ。

○長備君 サイキ通訳を通して）委員長さん、知識を身へ頂きまして有難く思ひます。以上です。

○アイハ君 ちよつとお持ち下さいます。戦争前の財産の譲渡法はどうだつたですか。貴方々はそれを他人にどの様に譲渡してゐたんですか？

○長備君 サイキ通訳を通して）戦争前には、土地譲渡の例はそんなに多くはありますせんが、そう云つた実例がある場合でもそれは特殊な事情の下に於いてのみ行われたのです。そしてそのような場合に於ては一般に、買手、売手が一論になつてどのくらいが正当な価格であるかを決定してました。

きがあんまり大きいのであなたの方の中には多分驚かれた方もあ
ると思います。

この大きな開きがあるために、この議会における公聴会も開
かれていたのであります。

若しアメリカ合衆国が、この特殊な問題に関しまして、懷望
に調査下さつていましたら、私達はおそらく、今日此地に現
われることもなかつたであらう。

現在の軍の計画は慎重に。。。現在の軍の計画は住民の実情を
考慮に入れておりません。

私は住民の意見は充分調査されておらないと信ずるものであ
ります。強くいいますと、それは殆んど非民主的であります。

この土地問題に関しましては、私は、沖繩住民と合衆国とが
この問題を討議し、妥当な解決に到達すべきであると思ひます。
この問題は、いろいろな面から理由が立つと思ひます。しか
し、はつきりした現実はい、沖繩には経済的な問題があるといつ

ことで、私に委員がこの問題を慎重に御考慮下さ
つて、先づ本問題の調査をなさるためになにぞ琉球列島に小
委員会を派遣して下さいますようお願い致します。

そうすることによりまして、沖繩の住民は満足し、本問題の
妥当な解決も生れて来ると思ふのであります。

○バタソン君 委員長。。。

○委員長 どうも有難うございました。

○バタソン君 委員長、その方にお訊ねしたいと思ひます。沖繩ではど
んな通貨が現在通用しておりますか、また金融機関は、

○大山君 (サイキ通訳を通じて) 沖繩には、琉球銀行という銀行があり
ます。その株の五十一パーセントは軍が持つており、四十九パ
ーセントを琉球住民が持つてゐるのです。

現在軍票が通用しておりますので、一冊百二十円のレイト紙な
つております。それは卅円として知られております。

○バタソン君 しかし、合衆国政府施設の外で住民が毎日使用してゐる
のは「円」なんですか？

○大山君 (サイキ通訳を通じて) 卅円が現在多くの人がよつて使用されて
いる通貨です。

○バタソン君 では、次にもう一つこの質問を致します。沖繩には、不動産登録会社として知られてゐる施設はあり
ますか、土地所有権は何処で記録されますか？

○大山君 (サイキ通訳を通じて) 土地所有権が登記されるのは。。。土地所
有権を登記する登記所というのがあります。

○バタソン君 列島内ですか？

○サイキ大尉 はい、そうです。

○バタソン君 それで、それは近代的なものですか、また正確ですか？

○大山君 (サイキ通訳を通じて) はい、近代的です。しかし、正確ではあ
りません。

○委員長 証人に保証して上げなさい——証人に、委員会は貴方の証言を
理解しました。おれわれは、すべての重要な問題について最も慎
重な考慮を払い、そしていかなる最終的決定がなされるにしても
その前に先づ、小委員会を送つて土地を視察させるべきであると
いふ貴方の提案にも同様充分考慮を払つてゐるということ
を伝えて下さい。おれわれはすべてにそうした慎重な考慮を払う
つもりです。

○コイル君 委員長、私にも言わせて下さい。私は、この委員会から調査団

を送つて本問題について充分調査研究させるといふ提案は、非
常に賢明な提案だと思ひます私は賛成です。

○委員長 そうすることによつて、おれわれは解決に達すると思つたんです
それが私のわれわれはそれに考慮を払つてもりであるという声明
をした理由なんです。

彼は、二つの点を挙げました。一つは、おれわれがすべての主要
な問題に慎重な考慮を払うということ、それにつけ加えて現地
調査をするために委員会を派遣するというのが挙げられました。
では、委員会がこの問題について秘密会を開くときは、これら
二つの点を考慮することに致します。

○デザロウ君 委員長、質問してよいですか？

○大山君 (サイキ通訳を通じて) B円が現在多くの人によつて使用されて
いる種貨です。

○バタイン君 では、次にもう一つどういふ質問を致しましょう。

沖繩には、不動産登録会社として知られている施設はあり
ますか、土地所有権は何処で記録されますか？

○大山君 (サイキ通訳を通じて) 土地所有権が登記されるのは、土地所
有権を登記する登記所というのがあります。

○バタイン君 列島内ですか？

○サイキ大尉 はい、そうです。

○バタイン君 それで、それは近代的なものですか、また正確ですか？

○大山君 (サイキ通訳を通じて) はい、近代的です。しかし、正確ではあ
りません。

○委員長 証人に保証して上げなさい——証人に、委員会は貴方の証言を
理解しました。われわれは、すべての重要な問題について最も慎
重な考慮を払い、そしていかなる最終的決定がなされるにしても

その前に先づ、小委員会を送つて土地を視察させるべきであると

いふ貴方の提議にも同様充分考慮を払うつもりであるということ

を伝えて下さい。われわれはすべてにそうし先慎重な考慮を払う
つもりです。

○コイル君 委員長、私にも言わせて下さい。私は、この委員会から調査団
を送つて本問題について充分調査研究させるという提議は、非
常に賢明な提議だと思ひます私に賛成です。

○委員長 そうすることによつて、われわれは解決に達すると思つたんです。

それが私のわれわれはそれに考慮を払うつもりであるという声明

をした理由なんです。

彼は、二つの点を挙げました。一つは、われわれがすべての主要
な問題に慎重な考慮を払うということ、それにつけ加えて現地

調査をするために委員会を派遣するということが挙げられました。

では、委員会がこの問題について秘密会を開くときは、これら
二つの点を考慮することに致します。

○デヴロウ君 委員長、質問してよいですか？

(サイキ大尉呼上げる)

大山さん、どうも有難うございました。

○委員長 デヴロウ君

○デヴロウ君 証人さん、地主を南部の島に移住せしめる計画はどうなつてお
りますか？

○委員長 大山さん他に質問はありますか？

○デヴロウ君 本員はまだ登舟を受けておりませんが

○委員長 そうでしたね。

○大山君 (サイキ通訳を通じて) 皆さん、私は、かつて、オグチン少将と同
伴して列島の二つである八重山にその実施可能性の調査の着出張し

たことがあります。

過去に八重山へ移住民を開始し、その後数次に亘り実施して来ま

したが、全部失敗に帰してしまいました。その理由としてこの地域

には現在マラリヤがあります、現在軍の力によりマラリヤ状態は

減少しつつあります。将来、僅か一千家族程度がそれらの土地に移

○ウイルソン君 幾家族ですか？

○サイキ大尉 一千家族です。

○デヴロウ君 僅かに一千程度か。ところであなたは五万人移さねばならな
いでしよう？

○サイキ大尉 その通りです。

○委員長 どうも有難うございました。

大山さん何か？

○大山君 委員長、貴方は土地管理人に、現政府から任命されたのですか、
それは公的になされたのですか？

○委員長 彼は立法院議員です。

○大山君 (サイキ通訳を通じて) 琉球政府も住民も我々一行の提出したラ
ンを支持しています。

○大山君 よろしい。それでは、我々は彼が両者の為に公的な立場から答
弁していると見てよいわけですね。

○サイキ大尉 はい、そうです。

○大山君 (更にサイキ通訳を通じて) この一行は、土地連合会の代表者、立

法務議員及び行政主席が身成つていきます。立法院議員は住民を代

表し、梁正氏は土地所有者を代表しています。

○ダイハム君 よるしい。では、この質問をしてもよいですか、

あなたはその任に在つて住民に勧告を与えるものと思ふが、

現在までに土地接収の為、陸軍により出された凡ての計画に

対し、全クループの代弁としてなければ、あなた達一行の

見解としては不満足なものでしたか？

○大山君 (サイキ通訳を通じて) はい、その申出(計画)は不満足に思え

ました。

○ダイハム君 思われたのか。本員はそれが不満かと聞いたのだ。

○サイキ大尉 (済みますせん。) 不満足です。

○ダイハム君 それでよろしい。

○委員長 有難うございました。

さて、マーカー少将……

○大山君 どうも有難うございました。

○委員長 さて、次の証人は琉球民主党所属の立法院議員です。

○マーカー少将 はい、その通りです。

○新里君 (サイキ通訳を通じて) 私は琉球政府立法院議員の新里です。発

言を許して下さいと承感謝致します。

本土地接収計画に関係する者は五千家族で総数二十五万人です。

(更にサイキ通訳を通じて)

その田畑をとられた人達は臨時雇や求め得るどんな仕事にても

ついで生計を立てているのです。最近までは、軍事施設建設作業

に雇われていましたが、それは次第に減少して来ています。そ

の結果として、住民の犯罪率は上昇しております。何故なら現在

の年賃借料の基準は非常に低く、三万八千の土地所有者は或近米

國合衆國土地収用委員会に提訴しました。

○新里君 (サイキ通訳を通じて) 低賃借料のみならず訴訟費用等の為、住

民は大きな負担を負わされています。

合衆國土地収用委員会には、琉球住民を代表する委員が居らず、

全員軍部代表より成つていきます。同委員会に唯一の訴願を提起し

うる機関であり、一度当委員会が事件を審理すればそれが唯一の

ものであるということができます。実にこれが唯一の方法であり

ます。

○委員長 その決定は最後のものか。

○サイキ大尉 はい、そうです。

○委員長 よるしい。

○リバーズ君 委員長、質問してもよろしいですか。

○委員長 リバーズさん

○新里君 (サイキ通訳を通じて) 現在の土地料の評価は勧業銀行の評価に

より決定されたものであつて、沖縄住民はその価値評価について

は、発言の機会を与えられなかつた。

○委員長 リバーズさん、何か質問は有りませんか？

○リバーズ君 彼がその島の全住民の投票により選出されたかどうか聞き

たいのです。

○委員長 彼は立法院議員です。

○新里君 (サイキ通訳を通じて) 私は沖縄の二十九選挙区中の一選挙区が

ら選出されました。

○リバーズ君 二十九選挙区ですつて？

○委員長 丁度当地がカンライ(郡)に分割されている様にその島も分割

されているのです。

○ウイックイソン君 委員長、質問があります。

あなたは忠誠を誰に誓いますか、日本にですかそれともアメリカ

合衆國にですか？

○ダイビン君 それは厄介な質問だね

○委員長 あゝそうです。それは厄介な質問です。

○ブレイ君 委員長……

○委員長 よるしい、答弁を求めませう。

○新里君 (サイキ通訳を通じて) 現在琉球は……一九五二年の思ひます

が、条約により日本本土から分離されて以来、私は琉球列島行政

権(統治権)を行使している合衆國に忠誠を誓うものであります。

○ウイッカ1シヤン君、有難う。

○委員長 その島は占領されている。被占領地であるので、愚誠云々の疑問

はない。

他に何か陳述は有りませんか？

○新望君 有難うございます。

○委員長 どうも有難うございました。

○フリス君 委員長。誰の勧めにより、あなた達はここに出席する様にな

つたかお聞きしたいのですが。。。

琉球立法院ですか、それとも訪米系アメリカ側から指示され

たのですか？

○新望君 (サイキ通訳を通じて) 沖縄における信託借款のため住民大会が開

かれ、この世論を表明しました。その住民を代表するために、私

達は選出されてアメリカ合衆国に来たわけです。

○フリス君 その動議は立法院により議案されたのですか。

○新望君 (サイキ通訳を通じて) 皆さん、代表を合衆国に派遣すべきだと

いう与論が起り、比嘉氏を通じ手配準備が畢となされ、代表团が

合衆国に来ることになったのです。

○委員長 フリス君、質問がありますか？

○フリス君 この一行は、合衆国に法定代表者が有りますか、弁護依頼をし

てある法律事務所か弁護士か。。。

○新望君 (サイキ通訳を通じて) はい、法定代表者はいません。

○委員長 どうも有難うございました。

さて、次の証人は土地連合会会長です。

○マッカト少将 比嘉氏です。

○比嘉君 (サイキ通訳を通じて) 私は土地連合会の代表者である比嘉朝幸

です。

○ウイッカ1シヤン君、有難う。

○委員長 その島は占領されている。被占領地であるので、愚誠云々の疑問

はない。

他に何か陳述は有りませんか？

○新望君 有難うございます。

○委員長 どうも有難うございました。

○フリス君 委員長。誰の勧めにより、あなた達はここに出席する様にな

つたかお聞きしたいのですが。。。

琉球立法院ですか、それとも訪米系アメリカ側から指示され

たのですか？

○新望君 (サイキ通訳を通じて) 沖縄における信託借款のため住民大会が開

かれ、この世論を表明しました。その住民を代表するために、私

達は選出されてアメリカ合衆国に来たわけです。

○フリス君 その動議は立法院により議案されたのですか。

○新望君 (サイキ通訳を通じて) 皆さん、代表を合衆国に派遣すべきだと

いう与論が起り、比嘉氏を通じ手配準備が畢となされ、代表团が

合衆国に来ることになったのです。

○委員長 フリス君、質問がありますか？

○フリス君 この一行は、合衆国に法定代表者が有りますか、弁護依頼をし

てある法律事務所か弁護士か。。。

○新望君 (サイキ通訳を通じて) はい、法定代表者はいません。

○委員長 どうも有難うございました。

さて、次の証人は土地連合会会長です。

○マッカト少将 比嘉氏です。

○比嘉君 (サイキ通訳を通じて) 私は土地連合会の代表者である比嘉朝幸

です。

如何に^{島の}信託借款が安く民間の信託料が高いかを説明する為の一つの例を挙げて

見たいと存じます。

例えば、越来村の小学校は、元学校敷地を専に買収することを要求され、

現在信託料として一エーカー一当り一九五〇圓を受取っております。どこ

るで同小学校は新しく信託している敷地の信託料として一エーカー一当

り二六七圓を支払っているのであります。これは許佃々俗が一九五二年四月

に基準を置いている為であります。

私信軍便用土地委員会連合会の代表として代表团に加わつて参りましたが、

同連合会は、地主連信、土地信託料が如何に高くとも支払一増支払一は受

けないであるというところを陳述するよう私に指示を与えました。更に連合

会は、現在支払われている信託料は尠微であり、地主連がその引き上げを望

んでいるという事実を議会の公聴会で申し述べよう私に要請はしてあり

ます。

現在のところ私は沖縄の地主連の八九%を代表しております。

(他の参考人連と相談をなす)

失礼いたしました。最後の申述は打消して下さい願います。私の申し上げ

けたのは、現在八十九%の地主連が合衆国土地収用委員会に訴訟をなして

いるということです。

沖縄におりますアメリカの商業人、現在一エーカー一当り二四九五〇圓か

ら一〇〇圓の率で信託料を支払っているのであります。この信託料とい

うものは、これらの商業人と紳士との間の自由な協定の結果決定され

たものであります。

○フリス君 委員長、この信託料はどの位の期間に對するものであるか

参考人の方からお聞きしたいと思つてますか。

○委員長 よろしいでしょう。

○フリス君 貴方が申されました政府によつて支払われているという信

託料はどの位の期間に對するのですか、記録に残すために申述

して下さい。それは月毎ののですか、それとも年毎ののですか、どうい

う方法で支払われているのですか、どの長さの期間に對するのです

か。

○柴江君 (サイキ通訳を通じて) その基準は年間賃借料ということになって
あります。

○フレドソン君 一年間賃借料が基準ですか。そうしますと、貴方は先程一年
に二八五坪を支払わなければならぬことになってゐるといふ学校
に ついて言及なされましたが、それは一ケ年の賃借料ですか。

○柴江君 (サイキ通訳を通じて) 学校財産もまた年間賃借料ということに基
準をおいてあります。支払もそういう風になされております。
○ベネット君 質問します。その学校財産といふのは、同種の財産或は大きき
その他にかいても同じといふ面で、手放した財産と匹敵し得るもの
ですか。

○柴江君 (サイキ通訳を通じて) それは匹敵し得る標準のものであります。
○ガザイン君 一つの契約は一九五二年に簽され、他は近頃簽されたといふか、
そうか。

○サイキ大尉 唯今の御質問、もう少し詳しく質問して頂けませんか。
○ガザイン君 一つの契約はレベルのもの、それは一九五二年に簽された
といふか、より高い賃借料である他の契約、それは何時に簽されたか、
つい最近か、或は何年に簽されたものであるか。

○サイキ大尉 御質問は学校についてのごとでございますか。
○ガザイン君 そうだ。
○柴江君 (サイキ通訳を通じて) 新らしく取得された学校財産についての契
約は一九三一年四月に簽されました。旧学校財産に対する年間賃借
料は一九五二年に決定されたものであります。

○委員長 有疑う。
○ガザイン君 委員長、質問があります。参考人の甲述からして沖繩の人意
は一括安私による売買によつて財産を処理することを望んでゐない
ことまた賃借料、賃借の許価額が彼等の数回を得たものであれば彼
等も賃借に満足であるといふことが推定されるか、そうか。

○委員長 賃借料の引上げか。
○ガザイン君 引き上げと申すことですか。
○柴江君 (サイキ通訳を通じて) その通りです。

○ガザイン君 そうですと政府も標準して使用を予定してゐる土地の賃借を
続けることかでき、仲議人もそれに満足するといふことですか。

○委員長 今のは意見を言つて貰へましょう。
○ガザイン君 便宜手定地の賃借です。
○柴江君 (サイキ通訳を通じて) そうです。完全に満足すべきものでしよ
う。

○ガザイン君 もし賃借料が……………。
○委員長 引き上げられるならば。
○ガザイン君 彼等の満足いくよう引き上げられるならば。
○柴江君 (サイキ通訳を通じて) その通りであります。

○ガザイン君 賃借料が満足すべきものであれば、土地を占有することと契
約はないといふ訳だね。
○柴江君 (サイキ通訳を通じて) 賃借料が満足すべきものであれば契約は
ありません。

○ガザイン君 契約がないといふのは、契約が使用しようと思へてゐる全必
要地についてもうそうか。
○柴江君 (サイキ通訳を通じて) その基準であれば、現在使用中の四万五
一カ一については何議はありません。しかしながら、私はこれ以
上の土地使用一万二千エーカーの追加使用のごとでありますか、
それは望ましくないと申すこととを申請するよう地主達から要請さ
れてゐます。

○委員長 有疑う。
○ガザイン君 賃借料が満足すべきものであつても、これ以上土地を使用す
ることに対しては何議を有するといふのですか。
○柴江君 (サイキ通訳を通じて) そうです。そのことに対しては何議があ
るでありません。何故ならば、單による土地の賃借は、多くの
人達をむしろ確々疑ひ状態におとし入れてゐるからであります。

○委員長 大變有疑うございました。

○アドバイザー 佐将 委員長、彼は記録と情報提供の為に来ておまして、証言はいたしません。

比尋さんは許可されるならば、本委員会に対し、極く簡単に謝罪を申し述べることを望んでおります。

○比尋君 我々の要求に傾聴して頂きまして誠に有難うございます。委員会の去る決議では、政治的、財政的、心理学的の要因が綿密に明らかたされました。そのような事柄が現在のこの問題におけるケースであると共に我々は信じております。

然しなから、若し万一最後の決定が一拍私の方法をとりとうことにならざるようでしたら、私は琉球球団代行副主席としてかかる措置は琉球人の全く受け難いものであるということと委員会に知らせる義務があります。適正な毎年払いに代りて、本軍の使用する土地の問題解決のため委員会がその満足する手段をとられるよう緊急に要望するものであります。また我々は委員会が充分なる補償もなされなまに土地を失いつつある任氏の知る実際同様に悉いて調査するところの適当に設立される一つの中立した調査団を琉球に派遣するよう委員会に要請致します。一方そうしている間借地料の支払も継続させらるべきであります。どうも有難うございました。

○委員長 比尋さん、有難うございました。さて私は次の事を比尋さんに甲上ください。比尋さん。

○比尋君 はい。

○委員長 私は貴方が貴方の同僚と代表団に対し、彼等が論じたことについて敢はこの重大問題に光明を与えるような他の事項について彼等が補助的コメントを詳しく述べることを希望するならば軍事委員会はそれを歓迎しますとこのことを助言するよう発言致します。それについては何れも周到な考慮を払いたいと思ひます。それからわれわれは貴方の発表されたコメントの内容を次のように記憶しておきます。

第一に貴方はこの問題を処置するために何れも新しい委員会（調査団）を指定されております。

○アドバイザー 佐将 委員長、彼は記録と情報提供の為に来ておまして、証言はいたしません。

比尋さんは許可されるならば、本委員会に対し、極く簡単に謝罪を申し述べることを望んでおります。

○比尋君 我々の要求に傾聴して頂きまして誠に有難うございます。委員会の去る決議では、政治的、財政的、心理学的の要因が綿密に明らかたされました。そのような事柄が現在のこの問題におけるケースであると共に我々は信じております。

○比尋君 さようであります。

○委員長 第二に、借地料の支払の方法については現在の線で行くという事それを今後における土地の新規収用を希望してはいること。少くとも委員会から一つの委員会（調査団）が全体としての実情を調査すため派遣され、貴方の任氏によつてその重要性を痛感されている公平且つ適正なる決定を下すよう努めてもらいたいとの考えに対しこの委員会が考慮して欲しいとのことでありました。

○比尋君 そうであります。

○委員長 委員の皆さん、我々は我々のためにこれらの高名な紳士達がごいかに役になりしきもためになる見解を述べて下さいましたことに対し感謝したいと思ひます。

この事について考慮することとし、少くとも次の火曜日まではこれらの紳士達に知らせるため一つの決定を下すよう努めましよう。私はその時には委員会も貴方が議事録に残したいと思われるコメントメントは何れも調査委員会があると考へます。

○比尋君 有難うございました。

○委員長 大変有難うございました。

○比尋君 どうも有難うございました。

(以下別の議題に入る)

◎ 沖繩の土地問題について

先づ私は先日の諸賢の活気に満ちたしかも良く準備された陳述に対し感謝する。

自由世界防衛のための沖繩の重要性を今こゝで述べる必要はない。勿論沖繩は我々の最も重要な戦略拠点の一つであり将来我々が長期にわたつて確保しなければならぬということを私は信じているのである。

さて本委員会は陸軍の証言をも聴取しました諸賢の証言をも聴取した。どんな問題にも双方の意見の対立があるように今度のにもそれがある。だが決定以前において双方の言いつ分を聴取するというのが私達の政府の議

する措置の一部をなしている。陸軍は、米國が所謂「長期の地役権」1地主に帰属する土地に対する権利1をもつて沖繩において必要とする土地を収用すべきであると言張した。私はこの陸軍の案に対しては少く

暫定的な措置として左の事項を譲すべきことを進言する。

一、土地の占有は従前の方法をもつて継続し、今般はいかなる長期の地役権をも求めない。

二、一個師団の三分の二の兵力を有する海兵連隊に対しては同連隊が沖繩で適度に必要とするところの土地を、少くも当分の間、米軍が現在使用している他の土地と同じ条件で、使用させる。

私は、更に、正式に設定される本委員会の分科委員会が今秋現地調査を行いその決定と勧告事項を本委員会に報告して貰いたいという琉球代表の要請に対しては本委員会が好意をもつて配慮するよう進言する。

私はこの分科委員会が、米軍の使用する土地の必要条件、その使用に係る地帯の方法、沖繩の土地所有者達が受けるべき通常な意味における補償額の範囲等を含むこの種の重要な問題の諸面を担当研究することを期待する。私はまた同分科委員会が軍関係行政諸省の探るべき土地収用の方式1即ち長期の地役権による収用か否か1についても勧告してくれ

るよう期待する。

老虎軍議委員会に於ける琉球土地代表團のコメント(大見目)

此の歴史委員會において琉球の土地補償問題を審議されるに際し、我々琉球土地代表に発言の機会を与えて頂きまして誠にありがとうございます。地代表に発言の機会を与えて頂きまして誠にありがとうございます。終戦以来米合衆國政府並に國民の御援助により琉球は着々復興を遂げつつあるのであります。茲に琉球住民を代表し深遠なる感謝を捧げるものであります。琉球住民も、自由國防衛の重要性を認識し、米合衆國に対して協力を惜しまないであります。

沖縄における急用抽付、総面積の一三〇%に当る四万エーカー余という広大な面積にわたる、これによつて土地を失つた住民は五万戸の多きに及んでおりしかも軍用地の四四%は荒地であり、これは島嶼面積の一八四%に相当するものであります。

沖縄においては土地狭隘にして人口稠密であるために代着地を得ず、その上後進経済なるが故に産業は至難であります。従つて土地を接収され又は郡管を立退かざれることば、直ちに恒久的な失業の不安と生活の脅威にさらされることになりす。

その故に軍用地間接的地球における最も重要な問題になつております。この問題の早期解決は、全住民の最も如望するところであり、且つ琉球の政治、経済、社会等全般の問題がその解決如何にかかつているといつても過言ではありません。

このことは更に米琉相互の親善にも少からぬ關係をもつております。財産の返本補償を尊重する近代民主社会においては、公權力により、財産を使用する者、それによつて生ずる一切の損失は適正に補償されなければならず、それは琉球に於いても例外ではありません。

然るに現在米合衆國の行つてゐる補償は、その地國においても、その地に於いても極めて不適正であります。適正なる補償をなすためには、先づ補償の現由、補償の時期及び方法等の原則が明確にされなければなりません。

琉球において取つてゐる損失の算情からしてそれは別添の「補償算額」によるものが適正妥当であります。

それ故に、この補償算額によつて算定した年間土地買償金九、五八、二、三六三円及び損失補償金、七、二四、一、七三、五〇二円の支払を適正補償として要求するものであります。

この算定の基礎となつた「補償算額」の重要性を点々述べると次のとおりであります。

土地使用による損失は使用期間中継続するものでありますから、その期間を以て標準となるに適當な時期に於いて評価されなければならず、また経済変動に際しては当然再評価するべきものであります。従つて一般的安定性を欠く一九五三年以前を評価の時期とすることは妥当ではありません。次に評価の方法であります。

基地は沖縄においては住民にとつて、雇傭の對象所得の源泉、並に家庭生活を恒久的に保障する唯一のものであり、しかも新たに取得することは殆んど不可能であります。又農業に代るべき恒久的な安定した代償職業の協會は極めて乏しいのであります。

従つて基地が米軍に使用されることにより所有者が失ふのは、その基地がもたらすべき養育所得であつてその基地の単なる財産的価値ではないのであります。それ故に賃借料として補償すべきものは、失つたところの養育所得であり小作料や経済者用土地代りではありません。

その他の土地については基地のような特殊理由がないから通常の租代決定方法によるが、その場合も突厥価値と關係のない公海上の船舶を差押へすべきではないと見做すに可い。次に支払方法について申し上げます。

沖縄に於いては土地買償料の支払いは賃借上、毛地に於いては月毎、その他の土地に於いては一年毎の支払方法を採られており、一画地には例外的なものであり、また、買償料の一画地によつて土地も買上げられるのと同様算額になるので一画地には反対しております。

従つて土地賃借料の支払は、一年毎の先払い方式によるべきで一括払の方式によるべきではありません。

補償については以上申上げたとおりでありますがこの機会に呈請したいとは、軍用地は既使用地の範圍に止むが大又は新規使用は避けて頂きたいのであります。これ以上土地振取が行われた場合居住生活は大に打撃を受け、これはたとへ補償は完全な事をされたとしても、それだけで解決できる問題ではないのであります。また現存茶軍の使用占有している土地の中には實際に使用せず放棄してあるものもあるので、これらの土地は早急に土地所有者に返還し、その本来の利用方法に従つて活用せしめて頂きたいのであります。

琉球地主代表

怒聲に従つて迅速且つ適切に処理することを要するものであります。

陸軍省民事軍部局長「カト」少将に対する要望

(1) 法規の改訂問題

軍用地國旗布告には現状に即せず聖文化せるものや不合理にして住民の承服し難いものがあるから、早急に検討を開始し改訂して貰いたい。

例1布告1号は主筋に契約権を身えそあるが、評価権も、予算もな
く、聖文となつてゐる。

2布告26号は土地収容法の決定した補償額をもつて永久的のものとしてゐる。

3訴訟は上級の裁判所に上訴する途がない。

4収用容に知事住民を加えない。
(通常の二審制をとり収用容の一審制となつてゐる)

(2) 国務省關係の土地に対する補償の問題、どうなつてゐるか確認を求める。

例 感刺、民間

(3) 滅失地に対し補償の途を辭して貰いたい。

例 那覇港地

(4) カルテックス(や住友公社)の使用地責任の所在が明確にされず地料の支払が停滞している。これは自由契約による使用料の支払を早急に処置して貰いたい。

(5) 賠償額もも換算費もついても補償して貰いたい。

(6) 國果有財産は都市計画に支障を来さないように交換分合を認めて貰いたい。

(7) 軍用地外の軍道陸用地に対しては
県有財産については琉球政府に委譲して貰いたい。

1 米支払になつてゐるので早急に支払つて貰いたい。

2 今後の支払方法について好米制でも異論があるようだが住民としては
全額米政府から琉球政府に補助し支払をなさしめるよう希望してゐる

ので、早急に察るべく決定し支払つて貰いたい。

(8) 講和発効前の損害については米國には賠償の責任はないかも知れないが
日本にはその責任があり又実際に日本政府はその國民に対して賠償をし

琉球の喧嘩者である本國政府は日本と交渉して損害補償の支払をなさしめて貰いたい。

(9) 將來に於て土地料が決定される迄、臨時として従来の使用料を可能に増徴して支払うより考慮されたい。

(10) 新築収用の問題
現在ですら伊江島、伊佐塚の立退問題で御事を起し致ヶ月に至るも解決の兆も見えない。これ以上マリヤンにより更に土地を収用すると大問題を起すことは無間の余地がない。
新築収用は避け従来の範囲内に於て考慮されたい。
1 伊江島、伊佐塚の事情説明等。

琉球土地代表団申合せ事項

一 吾々は終止四原則に即して行動した。

二 住民と地主の意志は時間の許す限り忌憚なく卒直につたえることが出来た。

三 代表団の意志や行動はすべて全員一致で決定された。

四 顧問弁護士その他仲介人を頼まず自ら當つて碎けるといふ方針で一貫した。

五 住民の最も危懼していた買上一括払いは阻止出来た。

六 此の秋下院軍事委員会から分科委員会が沖繩に派遣されることになつた。この分科委員会は、橋樑額、支払方法、軍用地の規模、収用方法等軍用地問題一切に亘り調査し報告することになつており、それに基づいて凡てが決定されるので、その来訪に備え萬全の努力と準備をすることが極めて大事である。

七 海兵隊の移住に伴う新規土地収用については強く反対し極力その阻止に努めたが、委員会がそれを可決したことは、移住が既に決定し発表されたものであつたと云え、又妥当な最少限に留めるといふ条件づきとは云え、極めて遺憾であり、その成行きは深く憂慮される。

八 委員会の決定は与えられた客観情勢の下では最大限の好意的同情的なものであつたと思ふ。又陸軍側としても大巾な譲歩をしたものと思ふ。

議会の好意と陸軍側の賢明なる譲歩がなければこの決定は得られなかつたと思ふ。

(一九五五年六月十八日)

六月二十四日ワシントンよりの帰途羽田空港に

於ける琉球土地代表団のステートメント (瀨長代表朗読)

今般 米合衆國議會と陸軍省の招請により、沖縄の軍用地問題に関し、
下陸軍軍委員会に於て証言し、傍ら陸軍省その他の關係筋と折衝する機
会を得、この問題の真情と、地主並に住民の意志を忌憚なく卒直に伝え
ることが出来ました。

その結果議會の関心と理解と同情、並に陸軍省の諒察により、土地買上
一括払の原案を阻止し、地主と住民の愁眉を開くと同時に、議會から調
査団が派遣されることにより、補償額や新規収用等に関し今後より根本
的に解決してゆく道を開くことが出来ました。

私共は地主五萬家族の死活にかゝわるこの問題の決定が、一方的に押し
切られることなく、賢明且つ慎重なる一応の措置が講ぜられたことを喜
ぶと同時に、このような雅量を示された米議會並に陸軍省に対し敬意を
表するものであります。

思うに沖縄における軍用地問題は、一朝一夕にして解決出来るものでは
なく、今回の成果も今後解決を可能ならしめるに必要欠くべからざる礎
石となるものであつて、すべては琉球双方の今後の努力と相互の理解と
信頼とにかゝつてゐるのであります。

今後全住民打つて一丸となり、賢明に理性的にこの問題に対処すること
により、又米側が今回のような公正且つ民主的なる手續を尊重すること
により、この難問題の解決が促進されることを期待するものであります。